

(策定日) 令和 2年 3月23日

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和 2年 4月 1日 から 令和 7年 3月31日 まで

## 2 内 容

**目標 1** 育児・介護休業法に基づく育児休業、雇用保険からの育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業、健康保険からの出産手当金の給付、育児休業・産前産後休業中の社会保険料免除など労働者に対する諸制度の周知や、育児休業の取得促進

### 【目標を達成するための対策とその実施時期】

- ① 令和 2年 4月 妊娠・出産・育児に関する法改正等の情報収集
- ② 令和 2年 6月 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布
- ③ 令和 2年 8月 相談窓口担当者の研修

**目標 2** 男性の子育て目的の休暇（配偶出産：2日）の取得促進

### 【目標を達成するための対策とその実施時期】

- ④ 令和 2年 9月 配偶者出産休暇の取得状況調査  
子が生まれた男性からの意見聴取
  - ⑤ 令和 2年 11月 取得促進のための対策検討
  - ⑥ 令和 2年 12月 管理職から対象となる男性従業員へ働きかけ実施
- 目標達成に向けて①~②、④~⑥を繰り返し、特に法改正に注意し、実施

～

令和 7年 3月まで